

昭和二十九年法律第五十一号

ガス事業法

目次

第一節 事業の届出（第八十六条—第八十八 条）	第二節 業務（第八十九条—第九十四条）
第一款 総則（第一条・第二条）	第三節 会計（第九十五条）
第二款 ガス小売事業	第四節 ガス工作物
第三款 事業の登録（第三条—第十二条）	第一款 技術基準への適合（第九十六条）
第四款 業務（第十三条—第二十条）	第二款 自主的な保安（第九十七条—第一百四 条）
第五款 ガス工作物	第三款 技術基準への適合等（第二十一条— 二十二条）
第六款 ガス小売事業	第四款 工事計画及び検査（第二十二条—第三 十三条）
第七款 事業の許可（第三十五条—第四十 六条）	第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業 (第一百四条の二—第一百四条の三)
第八款 業務（第四十七条—第五十八条）	第六章 ガスの使用制限等（第一百六条の二— 一百六条の三）
第九款 会計（第五十九条—第六十条）	第七章 あつせん及び仲裁（第一百七条・第一百八 条—第一百八条）
第十款 ガス工作物	第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査 (第一百九条—第二十条)
第十一款 自主的な保安（第六十四条—第一百 六十七条）	第二節 機関
第十二款 工事計画及び検査（第六十八条— 一第七十一条）	第一節 指定試験機関（第一百九条—第二十 一条）
第十三款 特定ガス導管事業	第二節 登録ガス工作物検査機関（第一百二十 三条—第一百三十六条）
第十四款 事業の届出（第七十二条—第七十 四条）	第三節 事業の届出等（第一百四十条—第一百 四十九条）
第十五款 業務（第七十五条—第八十二条）	第四節 国内登録ガス用品検査機関（第一百五 十五条—第一百五十六条）
第十六款 会計（第八十三条）	第五節 外国登録ガス用品検査機関（第一百五 十一条—第一百五十四条）
第十七款 ガス工作物に係る規定の準用（第 八十四条）	第六節 第一章 総則（目的）
第十八款 第二節 特定ガス導管事業	第七節 災害防止命令（第一百五十七条）
第十九款 第三款 会計（第八十三条）	第八節 雜則（第一百五十八条—第一百九十一 条）
第二十款 第四款 ガス工作物に係る規定の準用（第 八十四条）	第九節 貯藏設備等を用いて製造されたガス ロイドに掲げる者からガスの製造の役務の提 供を受ける者 当該役務の提供により供給 されたガス
第二十一款 第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事 業者（第八十四条の二—第八十四条の三）	第十章 第二章 ガス小売事業（事業の登録）
第二十二款 第三節 導管の接続に係る努力義務等（第八 十五条）	第十一章 第三章 ガス小売事業（登録の申請）
第二十三款 第四章 ガス製造事業	第十二章 第四章 ガスの使用制限等（登録の申請）

の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること(政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設備」という。)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの)については、(一)の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上ものに限る。」をいう。

この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業(一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。)をいう。

次条の登録を受けた者をいう。

この法律において「託送供給」とは、次に掲げるものをいう。

一 ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

二 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から導管により当該イ又はロに定めるガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスの需要の量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

イ 液化ガス貯蔵設備(液化したガスの貯蔵設備をいう。以下同じ。)及びガス発生設備(以下「液化ガス貯蔵設備等」という。)を維持し、及び運用する者 当該液化ガスを維持し、及び運用する者 当該液化ガスの貯蔵設備等を用いて製造されたガスロイドに掲げる者からガスの製造の役務の提供により供給されるガス

この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給区域において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び經濟産業省令で定める要件に該当する導管により供給するもの)を除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要(ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行ふ事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び經濟産業省令で定める要件に該当する導管により供給するもの)を除く。)をいう。

この法律において「特定ガス導管事業者」とは、第七十二条第一項の規定による届出した者をいう。

この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が經濟産業省令で定める要件に該当するものをいう。

この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

この法律において「ガス小売事業」とは、ガス小売事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス小売事業者」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス事業者」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものと/orい。

第三条 前条の登録を受けようとする者は、經濟産業大臣の登録を受けなければならない。

第四条 前条の登録を受けようとする者は、經濟産業大臣の登録を受けなければならない。

この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び經濟産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要(ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行ふ事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び經濟産業省令で定める要件に該当する導管により供給するもの)を除く。)をいう。

この法律において「特定ガス導管事業者」とは、第七十二条第一項の規定による届出した者をいう。

この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が經濟産業省令で定める要件に該当するものをいう。

この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

この法律において「ガス小売事業」とは、ガス小売事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス小売事業者」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス事業者」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものと/orい。

第三条 ガス小売事業を営もうとする者は、經濟産業大臣の登録を受けなければならない。

第四条 前条の登録を受けようとする者は、經濟産業大臣の登録を受けなければならない。

二 在地	主たる営業所その他の営業所の名称及び所
三 ガス小売事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項	イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力
四 口 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの量に関する事項	ガスの量に関する事項
五 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項	ガスの需要に関する事項
六 事業開始の予定年月日	事業開始の予定年月日
七 その他経済産業省令で定める事項	その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、ガス小売事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。	2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。（変更登録等）
3 第七条 ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならぬ。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	3 第七条 ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けようとするガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
4 第八条 ガス小売事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があったとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（登録の拒否）	4 第八条 ガス小売事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があったとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（登録の拒否）
5 第九条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	5 第九条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。（承継）

二 登録年月日及び登録番号	2 第十条 経済産業大臣は、ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消すことができる。
三 経済産業大臣は、前項の規定による登録を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	3 第十一条 経済産業大臣は、第九条第一項若しくは第二項の規定によるガス小売事業の廃止若しくは解散の届出があつたときは、当該登録の取消しをしたときは、当該書面を交付して、政令で定めるところにより、ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。（登録の抹消）
四 他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項	4 第十二条 経済産業大臣は、第三条から前条までに定めるもののか、ガス小売事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
五 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者があるもの	5 第十三条 ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。
六 その他の設置の場所、種類及び能力別	6 第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（第百六条の三を除き、以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

一 前条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項	7 第十五条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を受けたときは、当該登録の取消しをしたときは、当該書面を交付して、政令で定めるところにより、ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。（供給条件の説明等）
二 登録年月日及び登録番号	8 第十六条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を受けたときは、当該登録の取消しをしたときは、当該書面を交付して、政令で定めるところにより、ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。（第二節 業務）
三 経済産業大臣は、前項の規定による登録を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	9 第十七条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を受けたときは、当該登録の取消しをしたときは、当該書面を交付して、政令で定めるところにより、ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。（経済産業省令への委任）
四 他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項	10 第十八条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を受けたときは、当該登録の取消しをしたときは、当該書面を交付して、政令で定めるところにより、ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。（第二節 業務）
五 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者があるもの	11 第十九条 ガス小売事業者は、前項の規定による登録を受けたときは、当該登録の取消しをしたときは、当該書面を交付して、政令で定めるところにより、ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。（第二節 業務）

(書面の交付)

第十五條 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一 ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所
二 契約年月日
三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

第十六条 ガス小売事業者は、当該ガス小売事業者の小売供給の業務の方法又は当該ガス小売事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該ガス小売事業者から小売供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。(名義の利用等の禁止)**第十七条** ガス小売事業者は、その名義を他人にガス小売事業のため利用させはならない。
2 ガス小売事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、ガス小売事業を他人にその名において経営させてはならない。(熱量等の測定義務)**第十八条** ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。(供給計画)**第十九条** ガス小売事業者は、経済産業省令で定めることにより、毎年度、当該年度以降経産業省令で定める期間におけるガスの供給並びにガス工作物の設置及び運用についての計画

(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(ガス小売事業者となつた日を含む年度があつては、ガス小売事業者となつた後

は、遅滞なく、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 ガス小売事業者は、供給計画を変更したときは、ガス小売事業者に対し、その供給計画を届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、供給計画の変更が公共の利益の増進を図るために必要であると認めたときは、ガス小売事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

(業務改善命令)

第二十条 経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物についてガス小売事業者に對し前条第二項の規定による命令又は处分をした場合において、そのガス小売事業者が当該命令又は处分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。

2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そ

のガス工作物についてガス小売事業者が前条第二項の規定による命令又は处分を受けたときは、当該ガス小売事業者が当該命令又は处分を受けてとる措置の実施に協力しなければならぬ。

2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そ

のガス工作物についてガス小売事業者が前条第二項の規定による命令又は处分を受けたときは、当該ガス小売事業者が当該命令又は处分を受けてとる措置の実施に協力しなければならぬ。

3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の規定に違反したときは、ガス小売事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三節 ガス工作物
第一款 技術基準への適合等

(ガス工作物の維持等)

第二十一條 ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定めるところによれば、その供給するガスの成分技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上

くは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 ガス小売事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供する物のうちガス小売事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物についてガス小売事業者が前条第一項の規定によりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そ

のガス工作物についてガス小売事業者が前条第二項の規定による命令又は处分を受けたときは、当該ガス小売事業者が当該命令又は处分を受けてとる措置の実施に協力しなければならぬ。

2 ガス小売事業者は、ガス小売事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならぬ。

(ガス主任技術者)

2 ガス小売事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任し、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

2 ガス小売事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(ガス主任技術者免状)

2 ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状とする。

2 ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をできることができるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、前項に規定するガス主任技術者免状の種類に応じて経

济産業省令で定める。

3 ガス主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 ガス主任技術者試験に合格した者
二 前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者(保安規程)
第二款 自主的な保安

	4 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ガス主任技術者免状の交付を行わないことができる。 一 次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 三 ガス主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。
	5 ガス主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。
	6 ガス主任技術者免状の返納を命ぜられたときは、その法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又はその用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に支障を及ぼすと認めるとときは、ガス小売事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。
	7 (ガス主任技術者の解任命令)
	第三十一条 経済産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又はその用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に支障を及ぼすと認めるとときは、ガス小売事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

	8 第二十八条 絏済産業大臣は、政令で定めるところにより、ガス主任技術者免状に関する事務（ガス主任技術者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。）の全部又は一部を次条第三項の経済産業大臣の指定を受けた者に委託することができる。
	9 第二十九条 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。 一 そのガス工作物が第二十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。 二 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。 三 そのガス工作物がガス主任技術者試験の実施に関する事務を行わせることができる。 四 ガス主任技術者試験の試験科目、受験手続その他ガス主任技術者試験の実施細目は、経済産業省令で定める。（ガス主任技術者の義務等）
	10 第三十条 ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。 11 ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技
	12 術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

	13 第三十二条 (工事計画) ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。
	14 第三十三条 (工事計画及び検査) ガス小売事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物（その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。）を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
	15 第三十四条 (定期自主検査) ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）により小売供給を行う者に限る。以下この款において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けることができる。
	16 第三十五条 (認定) ガス小売事業者は、認定の申請が認められ、その認定をしてはならない。
	17 第三十六条 (認定の基準) ガス小売事業者は、認定の申請が認められ、その他の経済産業省令で定める基準に適合するものである。

	18 第三十七条 (欠格条項) 第三十条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。 一 自らが維持し、及び運用するガス工作物の使用を開始した日から二年を経過しない者 二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に關して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害を発生させた日から二年を経過しない者 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者 四 第三十四条の八第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
	19 第三十八条 (技術上の基準) 工程における検査を行わなければ当該工事の計画に係るガス工作物が第二十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定することができないと認められる場合において、当該技術上の基準に適合してあるかどうかを判定するために必要があるときは、次条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。
	20 第三十九条 (認定) ガス小売事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ガス小売事業者は、第二項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。
	21 第四十条 (定期自主検査) ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）により小売供給を行う者に限る。以下この款において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けることができる。
	22 第四十一条 (認定の基準) ガス小売事業者は、認定の申請が認められ、その他の経済産業省令で定める基準に適合するものである。

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者がガス工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

(認定の更新)

第三十四条の五 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十四条の一及び第三十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第三十四条の六 認定を受けた者（以下「認定高度保安実施ガス小売事業者」という。）は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第三十四条の七 第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者が認定高度保安実施ガス小売事業者であるときは、当該ガス小売事業者の地位を承継した者（認定高度保安実施ガス小売事業者に限る。）は、認定高度保安実施ガス小売事業者の地位を承継する。ただし、当該ガス小売事業者の地位を承継した者が第三十四条の四第一項第二号、第三号又は第五号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(認定の取消し等)
第三十四条の八 経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
一 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関する責めに帰すべき事由により、ガスによる災害を発生させたとき。
二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関する責めに帰すべき事由により、ガスによる災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。
三 第二十二条第二項の規定によりガス工作物の使用の一時停止の命令若しくは使用的制限による命令若しくは処分を受けたとき。
四 第三十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

五 第三十四条の四第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

2 第十条第一項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該登録の取消しに係るガス小売事業者に係る認定は、その効力を失う。

(保安規程に係る特例)

第三十四条の九 認定高度保安実施ガス小売事業者は、保安規程を定め、又は変更したときは、

第二十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならぬ。

(ガス主任技術者に係る特例)

第三十四条の十 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任又はその解任については、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(ガス主任技術者に係る特例)

第三十五条 一般ガス導管事業を営むうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(事業の許可)

第三十六条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給区域

四 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別

の数

二 前項の申請書には、供給区域の図面その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十七条 経済産業大臣は、第三十五条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるとき

一 決定の工事に係るガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）については、第三十三条第一項の規定にかかるわらず、その使用の開始前に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査を受けることを要しない。この場合においては、当該工事について、経済産業省令で定めるところにより、自主検査を行つた後でなければ、当該ガス工作物を使用してはならない。

二 その一般ガス導管事業のガス工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。

三 その一般ガス導管事業の開始によってその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

四 認定高度保安実施ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の自主検査

の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(定期自主検査の特例)

第三十四条の十三 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十四条の自主検査については、同条の規定にかかるわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならぬ。

第三十八条 経済産業大臣は、第三十五条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 供給区域

五 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 第三十六条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別

の数

二 前項の申請書には、供給区域の図面その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(事業の開始の義務)

第三十九条 一般ガス導管事業者は、三年以内において経済産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間）内に、その事業を開始しなければならない。

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域を区分して前項の規定による指定をることができる。

3 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者から申請があつた場合において、正当な事由があると認めるとときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 一般ガス導管事業者は、その事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(供給区域の変更)

第四十条 一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする

四 その一般ガス導管事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

五 その一般ガス導管事業の計画の実施が確實であること。

六 その他その一般ガス導管事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

(許可証)

きは、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

第三十七条及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るもの）を除く。）に準用する。

第四十条 一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第五号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更（前項に規定するものを除く。）をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による届出をした一般ガス導管事業者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができ。事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割（一般ガス導管事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一般ガス導管事業者の全部又は一部の譲渡し及び分割の規定は、前二項の認可に準用する。

（承継）

第四十三条 一般ガス導管事業の全部の譲渡しがあり、又は一般ガス導管事業者について相続する。

合併若しくは分割（当該一般ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、この限りでない。

一般ガス導管事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該一般ガス導管事業の全部を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一般ガス導管事業者は、経済産業大臣若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更（前項に規定するものを除く。）をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による届出をした一般ガス導管事業者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずことができ。事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割（一般ガス導管事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一般ガス導管事業者の全部又は一部の譲渡し及び分割の規定は、前二項の認可に準用する。

第二款 業務

第四十五条 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が第三十九条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。）内に事業を開始しないときは、第三十五条の許可を取り消すことができる。

経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、一般ガス導管事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三十五条の許可を取り消すことができる。

（託送供給約款）

第四十六条 経済産業大臣は、第四十条第一項の規定による第三十八条第二項第四号に掲げる事項の変更の許可を受けた一般ガス導管事業者との一般ガス導管事業者に送付しなければならない。

（承継）

第四十七条 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域（一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該届出に係る供給地点を含む。次条第一項及び第四十九条第一項において同じ。）における託送供給を拒んではならない。

一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者の最終保障供給の業務の方法又は当該一般ガス導管事業者が行う最終保障供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給の相手方（当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

一般ガス導管事業者は、第二項の規定にかかる料金を引き下げる場合その他ガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた託送供給約款（次項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

一般ガス導管事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、絏済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給約款を受けた託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、第十九項の規定による変更の届出があつたときは、第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給

条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第四十九条 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当し

ないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められた料金が定率又は定額をもつて明確に定められること。

三 一般ガス導管事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担が適正かつ明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担が適正かつ明確に定められていること。

五 一般ガス導管事業者は、第二項の規定にかかるものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

七 一般ガス導管事業者は、第一項の規定にかかるものでないこと。

八 一般ガス導管事業者は、第一項の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般ガス導管事業者第五十五第一条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該事業を含む。同項を除き、以下この節において同じ。)を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

九 一般ガス導管事業者は、前項の規定により金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれにも適合しないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができます。

一一 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれにも適合しないと認めることがあることを照らして必要かつ十分なものであること。

一二 第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給約款の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

三 送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

四 一般ガス導管事業者及び第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

七 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定によると認めるとときは、当該一般ガス導管事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

八 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定によると認めるとときは、当該一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

九 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認一般ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(託送供給約款に関する命令及び処分)

一〇 第四十九条 前条第一項の承認を受けた者(以下この条において「承認一般ガス導管事業者」という。)は、その供給区域における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一一 承認一般ガス導管事業者は、前項の規定によると認めるとときは、その届出をした料金その他の供給条件に係る料金その他の供給条件を変更することができる。

一二 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれにも適合しないと認めるときは、その届出をしなければ託送供給を行つてはならない。

二 送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められた料金が定率又は定額をもつて明確に定められること。

四 一般ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

七 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定によると認めるとときは、当該一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

八 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認一般ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(託送供給約款に関する命令及び処分)

九 第五十一条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適切となり、公共の利益の増進に支障があると認めるとときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款(同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

一〇 第五十二条 絏済産業大臣は、前項の規定による命令を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの又は料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

一一 第五十三条 一般ガス導管事業者は、経済産業省管事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務に関する会計整理しなければならない。

(最終保障供給約款)

二 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三 承認一般ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーケターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められる場合において、最終保障供給約款により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

六 一般ガス導管事業者は、前項の規定により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

七 一般ガス導管事業者は、前項の規定により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

八 一般ガス導管事業者は、前項の規定により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

九 一般ガス導管事業者は、前項の規定により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

一〇 一般ガス導管事業者は、前項の規定により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

一一 一般ガス導管事業者は、前項の規定により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つた約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関する限り得た情報その他の一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行う特定ガス導管事業の届出)

第五十五条 一般ガス導管事業者は、その供給区域以外の地域において特定ガス導管事業(当該事業の用に供する導管とその一般ガス導管事業の用に供する導管とを接続して行うものに限る。以下この条において同じ。)を営むうどるときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 供給地點

二 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 経済産業省令で定める導管にあつては、ガスの圧力を増減する場合におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホールダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

三 事業開始の予定期日

四 その他経済産業省令で定める事項

前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る供給地點が他の一般ガス導管事業者の供給区域に含まれるときは、その届出が受理されない。

4 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することが前項に規定する他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者

の利益を阻害するおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができない。

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるとときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合においては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるとき、當該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日以内に、当該審査するため相当の期間を要することができる。(この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 一般ガス導管事業者は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「導管を特定ガス導管事業の用に供してはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更」と読み替えるものとする。

9 一般ガス導管事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 第一項の規定による届出をした者は、その特定ガス導管事業を休止し、又は廃止しようとする

ときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(供給計画)

第五十六条 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における供給計画を作成し、当該年度の開始前に(一般ガス導管事業者となつた年度にあつては、一般ガス導管事業者となつた後遅滞なく)、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 一般ガス導管事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その供給計画のうち経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。前項の範囲内において、同項の期間を延長することができる。(この場合において、経済産業大臣は、その後届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 一般ガス導管事業者は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者がその供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その供給計画を確實に実施すべきことを勧告することができる。

(災害時連携計画)

第五十六条の二 一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害時の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画(以下この条において「災害時連携計画」という)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 この条において「災害時連携計画」という。この条に規定する「災害時連携計画」を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

二 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

いと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するため必要かつ適切なものであること。

二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不适当に差別的でないこと。

三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

5 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第五十七条 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するための措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が第四十七条第三項の規定に違反したときは、一般ガス導管事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

(供給区域の調整等の勧告)

第五十八条 経済産業大臣は、二以上の一般ガス導管事業者間ににおいて、その供給区域を調整し、又はその事業を一体として経営することが公共の利益の増進を図るために必要であるとき、適切であると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その旨を勧告することができる。

(会計の整理等)

第五十九条 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。
(減価償却等)

第六十条 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、一般ガス導管事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを用うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

第四款 ガス工作物

第一目 技術基準への適合等

(ガス工作物の維持等)

第六十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その技術上の基準に適合するようガス工作物を修理し、改造成し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又は占有するガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。
(ガス工作物の所有者又は占有者の責務)

第六十二条 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第一項の規定によりその維持の会計を整理しなければならない。

持たため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるとときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。

4 前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定によつて届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に對し、その届出を受理した日から三十日内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止する旨を通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定によつて届出のあつた工事の計画について、工事の工程における検査を行わなければ当該工事の計画に係るガス工作物が第六十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定するため必要があるときには、次条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

7 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、工事の開始後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 一般ガス導管事業者は、第二項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
2 一般ガス導管事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。
(ガス主任技術者)

3 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 そのガス工作物が第六十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

5 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

6 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画について、工事の工程における検査を行わなければ当該工事の計画に係るガス工作物が第六十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定するため必要があるときは、次条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

7 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、工事の開始後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 一般ガス導管事業者は、第二項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
2 前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

4 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 そのガス工作物が第六十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

6 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

7 そのガス工作物が第六十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定するため必要があるときは、次条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

8 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、工事の開始後、遅滞なく、その旨を絏済産業大臣に届け出なければならない。

9 一般ガス導管事業者は、第二項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

10 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

11 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

12 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

13 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

14 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

15 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

16 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

17 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

18 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

19 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

20 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

21 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

22 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

23 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

24 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

25 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

26 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

27 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

28 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

29 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

30 一般ガス導管事業者は、第一項ただし書の場合、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、絏済産業省令で定める場合は、この限りでない。

ついて、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査(同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合は、その検査を含む。)を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

前項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査においては、そのガス工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画(同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものと含む。)に従つて行われたものであること。

二 第六十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

二 第六十一条第一項の経済産業省令で定める

第五項まで及び第三十四条の八の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第一百七十条の四第二項、第三十四条の八及び第三十四条の八第二項中「ガス小売事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第七十一条の二」とあるのは「第七十二条の二」とあるのは「第六十一一条第二項」と、同条第一項中「第十条第一項」とあるのは「第四十五条第一項又は第二項」と、「第三条」とあるのは「第三十五条」と、「登録」とあるのは「許可」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第七十二条の二」とあるのは「第六十一一条第二項」と、同条第一項中「第十条第一項」とあるのは「第四十五条第一項又は第二項」と、「第三条」とあるのは「第三十五条」と、「登録」とあるのは「許可」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第六十五条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十一第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第六十九条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第七十二条第一項」と読み替えるものとする。

第六章 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(定期自主検査)

第七十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行わなければならない。

第四日 認定高度保安実施一般ガス導管事業者

(認定)

第七十二条 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保する。

第六章 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(事業の届出)

第七十二条 特定ガス導管事業(一般ガス導管事業の用に供する導管事業の用に供する導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。以下この節において同じ。)を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて認められる相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができること。この場合において、経済産業大臣は、その代表者及び役員の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

保保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(準用)

第六章 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(事業の届出)

第七十三条 特定ガス導管事業の全部の譲渡があり、又は特定ガス導管事業者について相続が合併若しくは分割(当該特定ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承繼)

第七十四条 特定ガス導管事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(事業の届出)

第七十三条 特定ガス導管事業の全部の譲渡があり、又は特定ガス導管事業者について相続が合併若しくは分割(当該特定ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承繼)

第七十四条 特定ガス導管事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(事業の届出)

第七十三条 特定ガス導管事業の全部の譲渡があり、又は特定ガス導管事業者について相続が合併若しくは分割(当該特定ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承繼)

第七十四条 特定ガス導管事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

2 特定ガス導管事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出

(事業の届出)

第七十三条 特定ガス導管事業の全部の譲渡があり、又は特定ガス導管事業者について相続が合併若しくは分割(当該特定ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承繼)

第七十四条 特定ガス導管事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二款 業務

(託送供給義務)
第七十五条 特定ガス導管事業者は、正当な理由がないれば、その供給地点における託送供給を拒んではならない。

(託送供給約款)
第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、經濟産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、經濟産業省令で定めたところにより、經濟産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受けた者の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして經濟産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、經濟産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当ないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にしていること。
二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められておりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められており、ガス供給事業者との間で協議正在进行すること。
三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められること。
四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められること。
四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

六 承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、經濟産業省令で定める料金その他の供給条件

該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に對して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

5 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

第七十八条 特定ガス導管事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第七十九条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業以外の事業を営む場合には、經濟産業省令で定めるところにより、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。

第八十条 特別特定ガス導管事業者は、前項の場合において、特定ガス導管事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。

第八十一条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして經濟産業省令で定める行為をすること。

四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

六 特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者が阻害されるおそれがあると認めるときは、

「特別特定ガス導管事業者」という。」は、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならない。
第八十二条 特別特定ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでない。
(特別特定ガス導管事業者の機関)

二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等
(特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

一 取締役会
二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等
(特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第八十三条 特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別特定ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者との間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として經濟産業省令で定める場合は、この限りでない。

第八十四条 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

2 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

3 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

4 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

5 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

6 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

7 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

8 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

9 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

10 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

11 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

12 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

13 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

14 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

15 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

16 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

17 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

18 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

19 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

20 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

21 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

22 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

23 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

24 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

25 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

26 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

27 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

28 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

29 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

30 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

31 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる

と認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの。経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別特定ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者に対する罰則を是正するため必要な措置をとることを命ずることができ。特別特定ガス導管事業者と経済産業省令で定める場合には特別特定ガス導管事業者に対する罰則を是正するため必要な措置をとることを命ずることができ。

第八十条の五 特別特定ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別指定ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百七十一條第三項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定關係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

特別特定ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその當むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

経済産業大臣は、前三項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第八十条の六 次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別特定ガ

ス導管事業者が當む特別特定ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。ただし、ガス供給事業者間において重要な役割を担う従業者として経営において重要な役割を担う従業者として経営省令で定める要件に該当するもの。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経営省令で定める要件に該当するもの。

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経営省令で定める要件に該当するもの。

三 第八十一条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経営省令で定める要件に該当するもの。

（ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経営省令で定める要件に該当するもの）

二 経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対する罰則を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする。

三 第八十一条の七 特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該特別特定ガス導管事業者に對し、第八十条第一項各号に掲げる行為又は第八十条の五第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の行為をするよう求めし、又は依頼すること。

二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする。

二 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に對し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第八十二条 特定ガス導管事業者は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないと、その他特定ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、特定ガス導管事業者に對し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずる。

第八十三条 第四款 第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業者に準用する。

二 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

二 第八十二条 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した項目を経済産業大臣に届け出なければならない。

（供給計画）

第八十二条 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における供給計画を作成し、当該年度の開始前に（特定ガス導管事業者となつた日を含む年度にあつては、特定ガス導管事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

（供給計画）

第八十四条 第四款 第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業の会計を整理しなければならない。

二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 第八十四条 第四款 第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業の会計を整理しなければならない。

二 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

二 第八十二条 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した項目を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定）

第八十四条の二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

（準用）

第八十四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者（第百七十条の二において「認定高度保安実施特定ガス導管事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第七十三条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「特定ガス導管事業者」とある、「第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第八十四条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売導管事業者」とあるのは「第八十四条の三に規定する認定高度保安実施特定ガス導管事業者」とある、「第三十四条の九中「第二十二条」とあるのは「第八十四条の二」とある、「第三十四条第一項において準用する第六十一条第一項」と、「第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十五条第一項」と、第三十四条の十

めの体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

勘定科目的分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 第八十四条 第四款 第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業の会計を整理しなければならない。

二 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

二 第八十二条 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した項目を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定）

第八十四条の二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

（準用）

第八十四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者（第百七十条の二において「認定高度保安実施特定ガス導管事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第七十三条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「特定ガス導管事業者」とある、「第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第八十四条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売導管事業者」とあるのは「第八十四条の三に規定する認定高度保安実施特定ガス導管事業者」とある、「第三十四条の九中「第二十二条」とあるのは「第八十四条の二」とある、「第三十四条第一項において準用する第六十一条第一項」と、「第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十五条第一項」と、第三十四条の十

一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十九条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十九条第一項」と、第一項において準用する第六十八条第一項」と、同項中「第三十四条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第七十一条」と読み替えるものとする。

第三節 導管の接続に係る努力義務等

第八十五条 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下この条において「ガス導管事業者」という。）は、他のガス導管事業者と相互に協力して、ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るために経済産業省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ガス導管事業者が他のガス導管事業者に対し導管の接続に関する協議を求めたときは、当該他のガス導管事業者は、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならぬ。

3 経済産業大臣は、ガス導管事業者間において、その一方が導管の接続に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が調わなかつた場合で、当該一方のガス導管事業者から申立てがあつたときは、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があると認められる場合を除き、当該他の一方のガス導管事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつた場合において、ガス導管事業者間の導管の接続に関し、当事者が得し、又は負担すべき金額その他の導管の接続に関する取決めの条件について当事者の間の協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百七条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えないなければならない。

第八十六条 (事業の届出)

ガス製造事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 在地

三 ガス製造事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 液化ガス貯蔵設備にあつては、その設置の場所、種類及び容量

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

四 事業開始の予定年月日

五 その他の経済産業省令で定める事項

2 定める書類を添付しなければならない。

3 ガス製造事業者は、第一項の規定による届出を定める書類を添付しなければならない。

4 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5 経済産業大臣は、ガス製造事業の全部の譲渡しがあるものに限る。)があつたときは、ガス製造事業者若しくは分割(当該ガス製造事業の全部を承継させることを含む。)が相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該ガス製造事業の全部を

6 経済産業大臣は、第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定を受けた通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出

第二節 業務

(ガス受託製造約款)

第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造(他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。)に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造を行つてはならない。

2 ガス製造事業者は、前項の規定による届出を行つたガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。ただし、そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託製造を行うときは、この限りでない。

第九十条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(禁止行為等)

第九十二条 ガス製造事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1 ガス受託製造の業務に関して知り得た当該ガス受託製造の役務の提供を受ける他の者(当該ガス受託製造の業務に該当しないと認めるときは、当該ガス受託製造の役務の提供を受けようとする他の者を含む。)及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

2 ガス受託製造の業務について、特定の者に対する不正に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、ガス製造事業者に対する不正に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

4 ガス製造事業者は、第一項の規定による届出に係るガス受託製造約款によりガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを苦しく困難にするおそれがないこと。

5 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められてのこと。

6 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第九十三条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間におけるガスの製造並

びにガス工作物の設置及び運用についての計画（以下この条において「製造計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（ガス製造事業者となつた日を含む年度にあつては、ガス製造事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 ガス製造事業者は、製造計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、製造計画の変更が公共の利益の増進を図るために必要であると認めるときは、ガス製造事業者に対し、その製造計画を変更すべきことを告知することができる。

4 経済産業大臣は、ガス製造事業者がその製造計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、ガス製造事業者に対し、その製造計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。（業務改善命令）

第九十四条 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合にガス製造事業者がその支障を除去するために必要な修理その他措置を速やかに行わないと、その他ガス製造事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三節 会計

第九十五条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

第九十六条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合

第九十七条 ガス製造事業者は、ガス工作物の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第二百二条第一項の自主検査を伴うもの）にあつては、その工事の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2

ガス製造事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

（ガス主任技術者の義務等）

2 経済産業大臣は、ガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

（ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。）

上の基準に適合していないと認めるときは、ガス製造事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

第二款 自主的な保安

第九十八条 経済産業大臣は、ガス主任技術者がその保安のため緊急の必要があると認めるときは、ガス製造事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス製造事業者に對し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

4 経済産業大臣は、ガス製造事業者がその製造計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、ガス製造事業者に対し、その製造計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。（業務改善命令）

第九十九条 ガス製造事業者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

2 ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に從事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。（ガス主任技術者の解任命令）

3 法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に支障を及ぼすと認めるときは、ガス製造事業者に對し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

4 経済産業大臣は、第一項ただし書の場合に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に對し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 ガス製造事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出をした者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を行つて、經濟産業省令で定める場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、經濟産業省令で定めるものの工事について、自ら検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて經濟産業省令で定めるところにより經濟産業大臣の登録を受けた者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けけるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。）を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、經濟産業省令で定める場合では、この限りでない。

7 ガス製造事業者は、前項第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物（その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、經濟産業省令で定める場合は、この限りでない。

8 ガス製造事業者は、第一項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を經濟産業大臣に届け出なければならない。ただし、經濟産業省令で定める場合は、この限りでない。

9 ガス製造事業者は、前項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、經濟産業大臣に届け出なければならない。

10 ガス製造事業者は、前項の規定による届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

11 ガス製造事業者は、前項の規定による届出が受理された工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

12 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

13 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

14 そのガス工作物が第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

15 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

16 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画が前項各号に適合していないと認めるときは、ガス製造事業者に對し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

二 第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三百三十三条 前条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項に規定するガス工作物で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

三百三十四条 前条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項に規定するガス工作物について同項の検査を行った場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。この場合において、同項の経済産業大臣の登録を受けた者は、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

三百三十五条 前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかるわらず、前項の規定により定められた期間内には、同項の規定により定められた方法により使用することができる。(定期自主検査)

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者

(認定)

第一百四条の二 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。(準用)

第一百四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第八十七条において「認定高度保安実施ガス製造事業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「(第八十七条第一項)と、「ガス小売事業者」とあるのは「ガス製造事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「(第三十四条の二)と、「ガス小売事業者」とあるのは「ガス製造事業者」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「(認定高度保安実施ガス小売事業者)とあるのは」。

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業

(ガス事業以外のガスの供給等の事業を行う者に対するガス工作物に係る規定の適用)

第一百五十五条 第二十二条第一項及び第二項、第三十三条第二項、第三十一条並びに第三十二条(第六項を除く。)の規定は、政令で定めるところにより、ガス事業以外のガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業(これらの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)以下「液化石油ガス法」という。)の適用を受ける場合にあっては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行う者(以下「準用事業者」という。)に関する準用する。この場合において、同条第四項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、同条第五項中「前項各号」とあるのは「前項第一号」と読み替えるものとする。(事業の開始等の届出)

第六章 ガスの使用制限等

(液化天然ガスの調達の要請)

第一百六条の二 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めたときは、試験事務を行わないものとする。(欠格条項)

3 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

三百四十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは、「第九十七条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは、「第九十六条第二項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは、「第一百一条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは、「第二百二条第一項」とあるのは、「第三十四条」とあるのは、「第一百四条」と読み替えるものとする。

第一百四十五条 第二十二条第一項及び第二項、第三十三条第二項、第三十一条並びに第三十二条(第六項を除く。)の規定は、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者(以下この条において「ガス小売事業者等」という。)からガスの供給を受けた者に対するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対して、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 ガス事業者等の間ににおいて、契約等の締結に受けける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの供給の量の限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受ける者に対して、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 第二十二条第一項及び第二項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

6 ガス事業者等の間ににおいて、契約等の締結に受けける者に対して、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの供給の量の限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受ける者に対して、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

7 第一項及び第二項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

第七章 あつせん及び仲裁

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第一百七条 ガス事業者及びガス事業者(ガス製造事業者を除く。)に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者の(第三項において「ガス事業者等」という。)の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他方が契約等の締結を認めたり、若しくは契約等の締結を認めたり、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないとときは、一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないとときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一节 指定試験機関

第一百九条 第二十九条第三項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第二节 指定試験機関

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)第一百七条第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項」とあるのは、「第九十八条第一項」と、第三十四条の十二及び第三十二条において準用する場合を含む。の規定による裁定の申請又は第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第一百七条第三項と読み替えるものとする。

3 ガス事業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者(以下この条において「ガス小売事業者等」という。)からガスの供給を受けた者に対するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの供給の量の限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受ける者に対して、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 ガス事業者等の間ににおいて、契約等の締結に受けける者に対して、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの供給の量の限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受ける者に対して、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

6 ガス事業者等の間ににおいて、契約等の締結に受けける者に対して、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの供給の量の限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受ける者に対して、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

7 第一項及び第二項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

二 第百一十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者に該当する者がある者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者

(指定の基準) 第一百六条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

イ 第一号に該当する者

ロ 第一百六条の各号に適合していると認めるとき

（指定期間）

第三百十一条 経済産業大臣は、他に第二十九条第三項の指定期間を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるとき

きでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計

画が、試験事務の適確な実施のために適切な

ものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程) 第一百十二条 第二十九条第三項の指定を受けた者は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」といふ。)は、試験事務(以下「指定試験機関」といふ。)は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」といふ。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができ。

(業務の休廃止) 第一百十三条 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廢止してはならない。

(事業計画等)

第百十四条 指定試験機関は、毎事業年度開始前

に(第二十九条第三項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅くまで)、

（指定期間）

2 滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとても、同様とする。指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三百十五条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第三百十六条 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験員)

第三百十七条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、ガス主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときは、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第三百十八条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号

に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすことができる。

(指定の取消し等)

第三百二十条 経済産業大臣は、指定試験機関が第二百十一条第三号に適合しなくなつたときは、第二十九条第三項の指定を取り消さなければならぬ。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十九条第三項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。(登録)

第三百二十三条 第三十三条规定第一項、第六十九条规定第一項(第八十四条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)又は第二百二十二条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、次の区分ごとに、第三十三条规定第一項、第六十九条规定第一項又は第二百二十二条第一項の検査(以下この節において単に「検査」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第二百二十二条第一項又は第二百二十五条第一項(第一号イにおいて同じ。)に係る検査

一 特定ガス工作物(ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備をいう。次号及び第二百二十五条第一項第一号イにおいて同じ。)に係る検査

一 特定ガス工作物以外のガス工作物に係る検査

2 この節の規定に違反したとき。

2 第百十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

3 第百十二条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

4 第百十二条第三項、第二百六条(第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

5 不正の手段により第二十九条第三項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三百二十二条 指定試験機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に關し経済産業省令で定める事項を記載し、これ

を保存しなければならない。

(経済産業大臣による試験)

第三百二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十三条规定第一項、第六十九条规定第一項又は第二百二十二条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令にはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

一 第百三十四条の規定により登録を取り消さ

れ、その取消しの日から二年を経過しない者

一 二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)に基づく大学又は高等専門学校において同じ。)

二 化学、機械工学若しくは土木工学の課程

規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項については、経済産業省令で定める。

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、ガス工作物（その申請が第百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。）の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの。

ロ 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの。

ハ ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者。

二 ガス主任技術者免状（その申請が第百二十三条第二号の検査の区分に係る場合については、甲種ガス主任技術者免状に限る。）の交付を受けている者

登録申請者が、ガス事業者に支配されるものとして次のいずれかに該当するものでないことは、ガス事業者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいふ。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、ガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録は、ガス工作物検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

2
一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 第百二十三条の検査の区分

四 登録を受けた者が検査を行う事業所の名称及び所在地

第一百二十六条 第三百三十一条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。されば、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。（検査の義務）

第一百二十七条 第三百三十一条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受けた者（以下「登録ガス工作物検査機関」という。）は、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならぬ。

2 登録ガス工作物検査機関は、公正に、かつ、經濟産業省令で定める方法により検査を行なわなければならぬ。（事業所の変更の届出）

第一百二十八条 登録ガス工作物検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、經濟産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第一百二十九条 登録ガス工作物検査機関は、検査の業務に関する規程（以下「業務規程」といふ。）を定め、検査の業務の開始前に、經濟産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の經濟産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止の届出）

第一百三十条 登録ガス工作物検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、經濟産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第一百三十二条 經濟産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が第百二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録ガス工作物検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

第一百三十三条 經濟産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が第百二十七条の規定に違反していると認めるときは、当該登録ガス工作物検査機関に対し、検査を行うべきこと又は検査の方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第一百三十四条 經濟産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（一） 第一百二十四条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
 二 第百二十七条、第百二十八条、第百二十九条第一項、第百三十条、第百三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
 三 正當な理由がないのに第百三十一条第二項各号の請求を拒んだとき。
 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 五 不正の手段により第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受けたとき。

2 登録ガス工作物検査機関は、經濟産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査に關し經濟産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（經濟産業大臣による検査業務実施）

第一百三十五条 登録ガス工作物検査機関は、經濟産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査に關し經濟産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第一百三十六条 經濟産業大臣は、第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第百三十条の規定による検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第百三十四条の規定により同項の登録を取り消し、又は登録ガス工作物検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録ガス工作物検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他の必要があると認めるときは、当該検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 綏靖産業大臣が前項の規定により検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、經濟産業省令で定める。

第九章 ガス用品

第一節 定義

第一百三十七条 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等（液化石油ガス法第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。以下同じ。）がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（同条第七項に規定する機械、器具又は材料を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であつて、政令で定めるものをいう。

第二節 販売及び表示の制限

(販売の制限)
事業を行なう者は、第百四十七条の規定により表示を付され、又は販売の目的で陳列してはならない。

第百三十八条 ガス用品の製造、輸入又は販売の表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

第百三十九条 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出用のガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を經濟産業大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、經濟産業大臣の承認を受けたとき。

三 第百四十五条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係るガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第三節 事業の届出等

(事業の届出)

第百四十一条 ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者は、經濟産業省令で定めるガス用品の区分に従い、次の事項を經濟産業大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 経済産業省令で定めるガス用品の型式の区分

(承継)

三 当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

第一百四十二条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を譲り渡せるものに限る)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全

員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

第百四十三条 届出事業者は、第百四十二条の規定に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が經濟産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第百四十四条 届出事業者は、當該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

第百四十五条 届出事業者は、當該届出に係るガス用品を製造し、又は輸入する場合において、經濟産業省令で定める技術上の基準に適合するようになればならない。

第百四十六条 届出事業者は、當該届出に係るガス用品を製造し、又は輸入する場合において、經濟産業省令で定める技術上の基準に適合するようになればならない。

第百四十七条 届出事業者は、當該届出に係るガス用品の第百四十五条第一項の經濟産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項(特定ガス用品の場合においては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、當該ガス用品に經濟産業省令で定めるところにより、表示を付することができる。

第百四十八条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品の第百四十五条第一項の規定に違反していると認められる場合は、届出事業者に対し、ガス用品の製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第百四十九条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く)について検査を行なう場合には、届出事業者に対し、ガス用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第百五十条 第百四十六条第一項の登録は、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業省令で定める特定ガス用品の区分(以下単に「特定ガス用品の区分」という)ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。

第百五十二条 第百四十六条第一項の登録は、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業省令で定める特定ガス用品の区分(以下単に「特定ガス用品の区分」という)ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。

第百五十三条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止することができる。

第百五十四条 届出事業者が當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止する場合においては、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付すことを禁止する旨の登録申請書を提出する。

第百五十五条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止する旨の登録申請書を提出する。

第百五十六条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止する旨の登録申請書を提出する。

第百五十七条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止する旨の登録申請書を提出する。

第百五十八条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止する旨の登録申請書を提出する。

第百五十九条 經済産業大臣は、當該届出に係るガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止する旨の登録申請書を提出する。

ものを除く。)が特定ガス用品である場合には、当該特定ガス用品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、經濟産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定ガス用品と同一の型式に属する特定ガス用品について既に第

二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定ガス用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして經濟産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

第百六十条 異なる型式のガス用品について、第百四十五条第二項又は第百四十六条第一項の規定に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第一節 検査機関の登録

第一項 登録の要件

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第百四十五条第二項又は第百四十六条第一項の規定に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第二項 登録の手続

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第三項 登録の期限

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第四項 登録の範囲

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第五項 登録の方法

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第六項 登録の権限

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第七項 登録の手續

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

第八項 登録の権限

一 異なる型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に属する届出に係る型式

ガス用品に第百四十七条の規定により表示を付することを禁止することができる。

第一節 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品(第百四十五条第一項ただし書の規定による検査を受けたもの)

第一項 登録の要件

第一項 登録の手続

第一項 登録の範囲

第一項 登録の方法

第一項 登録の権限

第一項 登録の手續

第一項 登録の権限

第二項及び第一百五十五条第一項において「受検事業者」という。に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないことを。登録申請者が株式会社である場合にあっては、受検事業者がその親法人であること。

□ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 第百四十六条第一項の登録は、ガス用品検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定ガス用品の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

（準用）

第五節 国内登録ガス用品検査機関

（適合性検査の義務等）

第一百五十三条 第百四十六条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行ふことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録ガス用品検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第百二十七条第二項及び第一百二十八条から第三十五条までの規定は、国内登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、同項中

「経済産業省令で定める方法により検査」とあるのは、「第一百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合検査」と、第百二十九条から第百三十条までの規定及び第百三十三条から第百三十五条までの規定中「検査」とあるのは、「適合性検査」と、第百三十四条第二項中「ガス事業者」とあるのは、「受検事業者」と、第百三十二条中「第一百二十一条第一項各号」とあるのは、「第一百五十二条第一項各号」と、第百三十四条第五号中「第三十一条第一項、第六十九条第一項又は第二百二十二条第一項」とあるのは、「第一百四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（経済産業大臣による適合性検査業務実施等）

第一百五十四条 経済産業大臣は、第百四十六条第一項の登録を受ける者がいないとき、前条第二項において準用する第百三十条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、同項において準用する第二百三十四条の規定により第百四十六条第一項の登録を取り消し、又は国内登録ガス用品検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録ガス用品検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができるものとする。

第六節 外国登録ガス用品検査機関

（適合性検査の義務等）

第一百五十五条 第百四十六条第一項の登録を受けた者（外国にある事業所において適合性検査を行ふことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国外登録ガス用品検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第百二十七条第二項及び第一百二十八条から第三十五条までの規定は、国外登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、同項中

「経済産業省令で定める方法により検査」とあるのは、「第一百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合検査」とあるのは、「適合性検査」と、第百三十三条及び第百三十五条中「検査」とあるのは、「適合性検査」と、第百三十二条中「第一百二十一条第一項各号」とあるのは、「第一百五十二条第一項各号」と、同条及び第百三十三条中「命令する」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第一百五十六条 経済産業大臣は、外国登録ガス用品検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第百五十二条第一項において準用する第二百二十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二百二十七条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条、第二百三十五条第一項若しくは第二百三十五条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二百三十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第二百三十二条又は第二百三十三条の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により第二百四十六条第一項の登録を受けたとき。

六 経済産業大臣が、国外登録ガス用品検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めで、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 経済産業大臣が必要があると認めて国外登録ガス用品検査機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に国外登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所において第二百七十二条第四項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、同項中「経済産業省令で定める方法により検査」とあるのは、「第一百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合検査」とあるのは、「適合性検査」と、第百三十三条及び第百三十五条中「検査」とあるのは、「適合性検査」と、第百三十二条中「第一百二十一条第一項各号」とあるのは、「第一百五十二条第一項各号」と、同条及び第百三十三条中「命令する」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録等の条件）

第一百五十八条 登録、変更登録、許可、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可、認可若しくは承認に係る書類の確定的な実施を図るために必要な最少限度の範囲に限り、かつ、当該登録、変更登録、許可、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(消費機器に関する周知及び調査)

第一百五十九条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に關し必要な事項を周知させなければならない。

ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りではない。

ガス小売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようとするためによるべき措置及びその措置をとらなかつた場合には生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならない。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

ガス小売事業者は又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者は、その供給に係るガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給に係るガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、速やかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(保安業務規程)

第一百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

ガス小売事業者は、保安業務規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならぬ。

前各項の規定は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に準用する。

〔基準適合命令〕

第一百六十二条 経済産業大臣は、消費機器が第五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するよう消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

（基準適合義務）

第一百六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に關し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

〔手数料〕

第一百六十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 ガス主任技術者試験を受けようとする者

二 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者

三 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者

四 第二十六条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者

五 第三十四条の二、第七十一条の二、第八十条の二若しくは第四百四条の二の認定又はその更新を受けようとする者

六 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣の行う検査を受けようとする者

七 第百五十四条第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者

八 第百三十四条（第五百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は検査若しくは適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わぬものとするとき、又は自ら行った適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

九 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

十 第百四十九条の規定により表示をすることが禁止したとき。

十一 第百五十四条第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせるものとするとき、又は自ら行つた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき。

十二 第百五十四条第二項の規定により経済産業大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

十三 第百五十六条第一項の規定により登録を取り消したとき。

（公用の土地の使用）

第一百六十六条 ガス事業者又は卸ガス事業（ガス小売事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。以下この項において同じ。）を営む者（以下この条において「ガス事業者等」という。）は、そのガス事業又は卸ガス事業の用に供するため、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な事由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣（同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他の公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。）は、ガス事業者等の申請により使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三项の規定は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

一 第三项の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二 ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しく

は当該土地に設置された道路の附屬物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことについての審査請求に對して裁決をしようとするとき。

（土地の立入）

第一百六十七条 ガス事業者は、そのガス事業の用に供するガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

経済産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、経済産業大臣の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（植物の伐採等）

ガス事業者は、そのガス事業の用に供する導管の設置又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

前項の場合においては、ガス事業者は、植物の所有者と協議しなければならない。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、経済産業大臣が裁定する。

（損失の補償）

第一百六十九条 ガス事業者は、前二条の規定により他の土地に立ち入り、又は植物を伐採し、若しくは移植したことによつて土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の現に受けた損失を補償しなければならない。

前項の補償について当事者間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、当該土地又は障害となつた植物の所在地を管轄する都道府県知事が裁定する。

裁定のうち、補償金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に訴え

をもつてその金額の増減を請求することができ

る。

第一百七十一条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（監査）

第一百七十二条 経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第一百七十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関する報告をさせることができる。

第一百七十四条 経済産業大臣は、第五十条の四から第五十四条の七まで又は第八十条の四から第五十四条の七まで又は第八十条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）又は第八十条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）に対し、その事業

に関し報告をさせることができ。

般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者は、第一項の規定により特別一

に対し報告をさせた場合において、ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第五十四条の五第一項又は第八十条の五第一項の規定の施行に必要な限度において、当該特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。）又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、その事業に従つて第六項に規定する立入検査を行わせることができる。

経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

機構は、前項の指示に従つて第六項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

第六項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（ガス用品の提出）

第一百七十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第六項の規定により機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

経済産業大臣は、第五十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者（ガス小売事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常すべき損失とする。

第一百七十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行つた場合は、機構に対する命令）により通常すべき損失とする。

（高圧ガス保安法の適用除外）

第一百七十七条 高圧ガス保安法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売の

し、登録ガス工作物検査機関が検査を行うこと
又は改めて検査を行うことを命ずべきことを申
請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合に
おいて、当該申請に係る登録ガス工作物検査機
関が第二十七条の規定に違反していると認め
るときは、当該申請に係る登録ガス工作物検査
機関に対し、第二百三十三条の規定による命令を
しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の場合において、第二百
三十三条の規定による命令をし、又は命令をし
ないとの決定をしたときは、遅滞なく、当該
申請をしたガス事業者に通知しなければならな
い。

4 前項の規定は、国内登録ガス用品検査機関
の適合性検査に準用する。この場合において、
第一項中「ガス事業者は、そのガス工作物」と
あるのは「届出事業者は、その製造し、又は輸
入する特定ガス用品」と、「検査」とあるのは
「適合性検査」と、第二項中「第二百二十七条の
規定」とあるのは「第二百五十三条第一項の規定
又は同条第二項において準用する第二百二十七条
第二項の規定」と、同項及び前項中「第二百三十
三条」とあるのは「第二百五十三条第一項におい
て準用する第二百三十三条」と、同項中「ガス事
業者に」とあるのは「届出事業者に」と読み替
えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、外国登録ガ
ス用品検査機関の適合性検査に準用する。この
場合において、第一項中「ガス事業者は、その
ガス工作物」とあるのは「届出事業者は、その
製造し、又は輸入する特定ガス用品」と、「検
査」とあるのは「適合性検査」と、命ずべき
二十七条の規定」とあるのは「第二百五十五条
第一項の規定又は同条第二項において準用する第
二百二十七条の規定」と、同項及び第三項
中「第二百三十三条」とあるのは「第二百五十五条
第二項において準用する第二百三十三条」と、
「命令」とあるのは「請求」と、同項中「ガス
事業者に」とあるのは「届出事業者に」と読み
替えるものとする。

(経過措置) この法律の規定に基づき政令又は
経済産業省令を制定し、又は改廃する場合にお
いては、それぞれ、政令又は経済産業省令で、
その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断さ
ざるときは、当該政令又は省令の施行前に依
る場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の
拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

二 第四十七条第一項又は第七十五条の規定に
違反してガスの供給を拒んだとき。

(都道府県又は市が処理する事務)

2 第百八十八条 この法律に規定する経済産業大臣
の権限(次条第一項又は第二項の規定により委
員会に委任されたものを除く。)に属する事務
の一部は、政令で定めるところにより、都道府
県知事又は市長が行うこととすることができる。

(権限の委任)

2 第百八十九条 経済産業大臣は、ガス小売事業者
等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者
及びガス製造事業者に対する第二百七十二条第一
項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保
に係る規定として政令で定める規定に関するも
のに限る)、第二百七十二条第二項及び第三項の
規定による権限、ガス事業者に対する第二百七十二
項の規定による権限(ガスの適正な取
引の確保に係る規定として政令で定める規定に
関するものに限る)並びに第二百七十二条第二
項の規定による権限を委員会に委任する。ただし
し、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら
行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところによ
り、第二百七十二条の規定による権限、ガス小売事
業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事
業者及びガス製造事業者に対する第二百七十二条
第一項の規定による権限(前項の政令で定める
規定期並びにガス工作物及び消費機器に係る規定
として政令で定める規定に関するものを除く)
並びにガス事業者に対する第二百七十二条第一項
の規定による権限(前項の政令で定める規定並
びにガス工作物及び消費機器に係る規定として
政令で定める規定に関するものを除く)を委
員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限
を行使したときは、速やかに、その結果につい
て経済産業大臣に報告するものとする。

4 経済産業大臣は、政令で定めるところによ
り、この法律の規定による権限(第一項又は第二
項の規定により委員会に委任されたものを除
く)の一部を経済産業局長又は産業保安監督
部長に委任することができる。

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一
項又は第二項の規定により委任された権限の一
部を経済産業局長に委任することができる。

6 前項の規定により経済産業局長に委任された
権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業
局長を指揮監督する。

れる範囲内において、所要の経過措置を定める
ことができる。

(委員会に対する審査請求)

2 第百九十条 委員会が前条第一項又は第二項の規
定により委任された第二百七十二条第一項から第
三項までの規定により行う報告の命令(前条第
五項の規定により経済産業局長が行う場合を含
む)についての審査請求は、委員会に対しても
のみ行うことができる。

(経済産業大臣の指示)

2 第百九十二条 経済産業大臣は、第二百五十七条各
号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は
身体についてガスによる災害の発生のおそれが
あると認める場合において、当該災害の拡大を
防止するため特に必要があると認めるときは、
都道府県知事又は市長に対し、第二百八十八条の
規定に基づく政令の規定により都道府県知事又
は市長が行うこととされる事務のうち政令で定
められたものに關し、災害の拡大を防止するため
必要な指示をすることができる。

(第十一章 罰則)

2 第百九十三条 ガス工作物を損壊し、その他ガス
工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害
した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の
罰金に処する。

3 ガス事業に從事する者が正当な事由がない
にガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わ
ず、ガスの供給に障害を生ぜしめたときも、前
項と同様とする。

4 第一百四十九条(第一号に係る部分に限る)
第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

5 第三百三十九条の規定に違反して表示を付
したとき。

6 第三百三十八条第一項の規定に違反したと
き。

7 第三百四十九条(第一号に係る部分に限
る)の規定による禁止に違反したとき。

8 第三百四十四条(第二百四十九条(第一号に係
る部分に限る)の規定による検査の業務の停止の
命令に違反したとき。

9 第五百五十七条の規定による命令に違反
したとき。

(第二百九十六条)

2 第百九十七条 第二十八条第二項又は第二百八十八条
第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁
刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 第百九十八条 第二百二十一条第二項の規定による試
験事務の停止の命令に違反した場合には、その
違反行為をした指定試験機関の役員又は職員
は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に
処する。

(第二百九十七条)

2 第百九十九条 次の各号のいずれかに該当する場
合には、当該違反行為をした者は、三百万円以
下の罰金に処する。

3 第一百九十五条 次の各号のいずれかに該当する場
合には、当該違反行為をした者は、二年以下の
拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

4 第四十四条第一項の許可を受けないで一般
ガス導管事業を営んだときは、当該違反行為
をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第二百九十九条)

2 第百九十九条 次の各号のいずれかに該当する場
合には、当該違反行為をした者は、三百万円以
下の罰金に処する。

3 第一百九十九条第一項、第二十条第一項から第三
項まで、第四十二条第五項、第四十八条第七
項若しくは第十二項、第四十九条第三項若し
くは第四項、第五十一条第三項、第五十四条
第五項、第五十五条第六項、第五十五条第五
項の七第二項、第五十五条第五項(同条第
八項において準用する場合を含む)、第五十五
七条第一項若しくは第二項、第七十二条第五

項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十二条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一条第三項、第六十一条第三項（第八十四条第一項、第七十四条第一項、第七十六条第一項、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令に違反したとき。

三 第二十五条第一項（第一百五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項の規定による命令又は处分に違反したとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反してガスの供給を拒んだとき。

五 第四十八条第三項、第四十九条第二項、第七十六条第三項又は第七十七条第二項の規定に違反してガスを供給したとき。

六 第八十九条第二項の規定に違反してガス受託製造を行つたとき。

七 第百号のいずれかに該当する場合に金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

二 第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

三 第二十一条第二項（第一百五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又は处分に違反したとき。

四 第三十二条第五項（第一百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第五项（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百五项（第一百五条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

五 第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百五项（第一百五条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

六 第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）第

八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第四十四条第三項、第五十五条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第五十三条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反してガスを供給したとき。

九 第五十五条第一項又は第七十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定ガス導管事業を営んだとき。

十 第五十五条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十一 第八十五条第三項又は第一百六条の三第一項の規定による命令に違反したとき。

一二 第八十六条第一項の規定による届出をせずに、又は虚偽の届出をしてガス製造事業を営んだとき。

十三 第百六十二条の規定に違反したとき。

一二 第八十七条第一項の規定による届出をせずに、又は虚偽の記載をして虚偽の届出をしたとき。

一 第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項（これららの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付したとき。

三 第二十四条第三項、第三十一条（第一百五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項、第一百条、第一百六十条第三項（同条第五项において準用する場合を含む。）又は第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条又は第一百七十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条第一項から第三項まで（これららの規定を第一百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これららの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項から第三項まで（これららの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

五 第三十三条第三項、第三十四条、第三十五条の六（第七十七条の三、第八十八条の三及び第一百四条の三において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項（第

五条の十二第二項（第七十七条の三、第八十八条の三及び第一百四条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条の十一（第七十七条の三、第八十八条の三及び第一百四条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条の三及び第一百四条の三において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項（第十五条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第六十五条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条第二項（第六十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 第四十八条第三項（五百三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第五十四条の八第二項、第八十条の八第二項又は第一百六条の三第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第百三十五条（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

九 第百四十条の規定による届出をする場合に虚偽の記載をして虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

九 第百四十五条（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

十 第五百七十七条第一項（第五五七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第百七十二条第一項、第二项又は第四项の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

一二 第百五十九条第六項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

一 第百三十三条の許可を受けないで試験事務の全般を廃止したとき。

一二 第百二十二条の規定に違反して帳簿に記載の機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第百二十二条の規定に違反して帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第百二十二条の規定に違反して帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第百七十二条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第十二条の規定の施行前に、同条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二第二項の政令の制定の立案をしようとするときは、ガス事業法第四十八条の規定の例による。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八条)の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めに係る不正合においては、当該諮問その他の求めによる改正後の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るものをお除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(附則 (平成六年六月二十四日法律第四二号)抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第十二条の規定の施行前に、同条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二第二項の政令の制定の立案をしようとするときは、ガス事業法第四十八条の規定の例による。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律による改正後のガス事業法(以下「新法」という)第二十五条の二の規定は、この法律の施行日の属する年度の大口供給に係る事業計画については適用しない。

第三条 この法律による改正前のガス事業法(以下「旧法」という)第三十四条の規定に基づいて行われたガス主任技術者国家試験に合格している者は、新法第三十四条の規定に基づいて行われたガス主任技術者試験に合格しているものとみなす。

第四条 旧法第二十四条第一項の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、新法第三十七条の十一第一項の認可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月三一日法律第一四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(附則 (平成九年四月九日法律第三三号)抄 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第十五条並びに附則第四条、第五条、第十六条、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 第十五条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二十一第一項及び第二項において準用する液化石油ガス法第八十条の二第二項及び第三項の規定は、第十五条の規定による改正前の事業の全部の譲渡又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第二十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十三条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十四条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第三十七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な絏過措置は、政令で定める。

第三十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な絏過措置は、政令で定める。

第三十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な絏過措置は、政令で定める。

第四十条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な絏過措置は、政令で定める。

2 第二条の規定の施行の際にされている旧ガス法第八条第一項(旧ガス法第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に当する許可の申請であつて、旧ガス法第六条第二項第四号の事項の変更に係るものは、新ガス法第九条第一項(新ガス法第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定により届出とみなす。

3 第二条の規定の施行の際に旧ガス法第七条第一項(旧ガス法第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に当する供給契約とみなす。

4 旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、当該認可を受けた一般ガス事業者が、第二条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

5 一般ガス事業者は、一部施行日から六月間は、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けた一般ガス事業者が、第二条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

6 旧ガス法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、当該認可を受けた簡易ガス事業者が、一部施行日から六月間は、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

7 簡易ガス事業者は、一部施行日から六月間は、新ガス法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けないで、旧ガス法第三十七条第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件であつて、ガスを供給することができる。

8 第二条の規定の施行の際に旧ガス法第二十条第一項(旧ガス法第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に当する供給契約に定められたガスの料金その他の供給条件とみなす。

又は第二項（旧ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の認可の申請であつて、第十一条の規定の施行の際、認可又は不認可の処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例によつる。

第五十四条 第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の認可の申請であつて、第十一条の規定の施行の際、認可又は不認可の処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例によつる。

第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十六条の二の第一項（新ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の自主検査を行わなければならない工事に該当するガス工作物の設置の工事を開始している者に関する新ガス事業法第三十条第一項（新ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新ガス事業法第三十条第一項中「事業（第三十六条の二の第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号）第十一条の規定の施行後遅滞なく」とする。

第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十七条の七第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二の二第一項の自主検査を行わなければならない工事に該当する特定ガス工作物の設置の工事を開始している者に関する新ガス事業法第三十七条の七第三項において準用する新ガス事業法第三十条第一項の規定の適用については、新ガス事業法第三十七条の七第七項中「事業（第三十七条の二の第一項の経済産業省令で定める特定ガス工作物の工事に限る。）を伴う場合にあつては、新ガス事業法第三十七条の二の二の第一項の認定を受けているものとみなされ、新ガス事業法第三十七条の七第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二の二第一項の経済産業省令で定める特定ガス工作物の工事に限る。）を伴う場合にあつては、その工事）の開始前に」とあるのと同様とする。

第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十七条の七第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二の二第一項の経済産業省令で定められた者についての旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十二条の規定によりした届出は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十九条の十第六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十四条の規定による許可を受け又はその申請をしてい

る業務の休廃止は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二十三の規定により届け出た業務の休廃止と、旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十九条の規定によりした命令は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十九条の九の試験について合格とされた者が第十一条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えていた者（附則第六十条第三項の承認の申請をしている者（附則第六十条第三項の承認を受け又はその申請をしていない者（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請をしていない者を除く。）を含む。）は、当該承認又は申請に係る型式の移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の五の規定による届出をしたものとみなす。

第五十五条 旧ガス事業法第二十七条の三第一項（旧ガス事業法第三十七条の十において、又は旧ガス事業法第三十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出であつて第十一条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれら届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、新ガス事業法第三十六条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例によつる。

第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十九条の九の試験について合格とされた者が第十一条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えていた者（附則第六十条第三項の承認の申請をしている者（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請をしていない者を除く。）を含む。）は、当該承認又は申請に係る型式の移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の五の規定による届出をしたものとみなす。

第六十四条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の

ガス事業法第二十七条の四第四項（旧ガス事業法第三十七条の七第二項又は第三十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による検査であつて、第十一条の規定の施行の際現に旧ガス事業法第三十九条の二第一項のガス用品についての合格又は不合格の処分については、なお従前の例による。

第五十七条 第十一条の規定の施行前にガス主任技術者免状の交付の申請をした者に対するガス主任技術者免状の交付については、新ガス事業法第三十二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十八条 第十一条の規定の施行の際現に旧ガス事業法第三十九条の三の指定を受けている者は、第十一条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十一第一項第一号の規定による者とみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

第五十九条 第十一条の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九条の二十ただし書（旧ガス事業法第三十九条の十一第一項第一号の規定による者とみなす。）を受け又はそれらの申請をしている者は、当該承認若しくは申請に係る移行ガス用品について旧ガス事業法第三十九条の三第三項第一号又は第三十九条の十二第一項第一号の規定による届出をしたものとみなす。

第六十条 第十一条の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九条の四の検定の申請であつて、第十一条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていないもの又は同条の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九条の二第二項の特定ガス用品（以下「移行特定ガス用品」という。）について

第一項若しくは第三十九条の十三の三の型式の承認の申請であつて、第十一条の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされているものについてのこれら処分については、なお従前の例による。

第六十二条 第十一条の規定の施行前に製造された旧ガス事業法第三十九条の二第二項の第二種ガス用品であつて、新ガス事業法第三十九条の二第一項のガス用品に該当するもの（以下この条において「移行第二種ガス用品」という。）については、第十一条の規定の施行の日から起算して移行第二種ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六十三条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品の型式について旧ガス事業法第三十九条の八第一項の承認を受け又はその申請をしていない者（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請をしていない者を除く。）を含む。）は、当該承認又は申請に係る型式の移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の五の規定による届出をしたものとみなす。

第六十四条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の

した命令は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二十六の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第六十五条 第十一条の規定の施行の際現に旧ガス事業法第三十九条の二第一項のガス用品であつて新ガス事業法第三十九条の十二の規定による表示は、第十一条の規定の施行の日から起算して移行ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十二の規定により付された表示とみなす。

第六十六条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品に付されている旧ガス事業法第三十九

条の五又は第三十九条の十二の規定による表示

の処分については、なお従前の例による。

第六十七条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十二の規定により付された表示とみなす。

の八第一項の型式の承認を受けている者（附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の三の型式の承認の申請の申請を除く。）について承認を受けた者を含む。）は、その承認に係る型式の移行特定ガス用品を製造した場合は、当該承認を受けた日から旧ガス事業法第三十九条の十一第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十一第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2

第十一条の規定の施行の際現に受けている旧ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による型式の承認（附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされ受けた型式の承認（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録製造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係る移行特定ガス用品の販売又は表示については、第十一条の規定の施行の日から起算して当該移行特定ガス用品に係る附則第六十一条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧ガス事業法第三十九条の十四第六項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第六十五条 第十一条の規定の施行前に旧ガス事業法第三十九条の十七又は第三十九条の十八の規定による届出をした者は、新ガス事業法第三十九条の五の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、これらの者についての新ガス事業法第三十九条の四、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二、第三十九条の十四及び第三十九条の十八第二号の規定の適用については、新ガス事業法第三十九条の四中「届出に係る型式」という。）であるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号）」第十一条の規定による改正前のガス事業法第三十九条の十七又は第三十九条の十八の規定による届出に係る構造のガス用品の属する型式」という。）と、新ガス事業法第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二、第三十九条の十単に「届出に係る構造のガス用品の属する型式」という。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）の規定による業務規程の届出についても、同様

四及び第三十九条の十八第二号中「届出に係る型式」とあるのは「届出に係る構造のガス用品の属する型式」とする。

第六十六条 新ガス事業法第三十九条の二第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十一条の規定の施行前においても、行うことができる。

第六十七条 旧ガス事業法の規定に基づき指定検定機関が行う検定の業務に係る処分又は不作為に係る行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

第六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前（製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前）にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるおそれの法律の規定によるお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

第七十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年五月三日法律第九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一五年六月一日法律第七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第三十六条の二の二第一項の認定を受けた者又は旧ガス事業法第三十九条の十一第一項の認定若しくは承認を受けている者は、当該登録の有効期間は、旧ガス事業法第三十六条の二の二第一項の認定又は旧ガス事業法第三十九条の十一第一項の認定若しくは承認の有効期間の残存期間とする。

第三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

第五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

第六条 第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第三十六条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新ガス事業法第三十六条の二の二第一項（新ガス事業法第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の届出についても、同様

の四及び第百十九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条规定で、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条（第二条第十二項）を「第二条第十三項」に改める部分に限る）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

（ガス事業法の一一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二条の規定の施行前に一般ガス事業者又は同条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第三十七条の十一第一項に規定する卸供給事業者が旧ガス事業法第一条第十項に規定する卸供給を約した契約については、第二条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、旧ガス事業法第二条第十項、第二十二条及び第三十七条の十一の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

第八条 第二条の規定の施行前に旧ガス事業者は、平成十六年三月一日までに、経済産業省令で定めることにより、第二条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第二十二条第一項に規定する託送供給約款を定め、経済産業省令で定めることにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、附則第十二条第一項により経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 新ガス事業法第二十二条第四項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。この場合において、「同項中」「命ずることができる」とあるのは、「命ずることができる。この場合において、「一般ガス事業者は、遅滞なく、その変更の内容を経済産業大臣に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、第二条の規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

第六条 前条第二項において準用する新ガス事業法第二十二条第四項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。

第七条 新ガス事業法第二十二条第一項ただし書（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による承認及びこれに関する手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

第八条 新ガス事業法第二十二条第五項の規定により新たにガス導管事業となる事業を営んでいる一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定にかかるはず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項に規定する一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、ガス導管事業の用に供している特定導管（新ガス事業法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。）の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定は、前項の届出に準用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて処理する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第三十九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十三条 一般ガス事業者以外の者であつて、新ガス事業法第二条第五項の規定により新たにガス導管事業となる事業を営んでいる者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定にかかるはず、当該事業を引き続き営むことができる。前項に規定する者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 ガス導管事業の用に供している特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

三 新ガス事業法第三十七条の七の二第二項の規定は、前項の届出に準用する。

第四十条 政府は、この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則）

附 則 （平成一六年六月九日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて処理する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令委任）

第三十九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（附則）

附 則 （平成一七年六月二九日法律第七三号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。(火薬類取締法等の一
部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法第五十三条の規定、附則第四条の規定による改正前の高压ガス保安法第七十五条の規定、附則第五条の規定による改正前のガス事業法第四十八条の規定、附則第六条の規定による改正前の電気用品安全法第四十九条の規定又は前条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十九条の規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般の意見を聴いたときは、新法の適用については、それぞれ新法第三十九条第一項の規定による手続を実施したものとみなす。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八

七号) 抄 (施行期日)
 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二二日法律第七

(施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二四日法律第七
(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 (略)

第三条の改正規定に限る。)
第二条 第十条(構造改革特別区域法第十
八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自
治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並
びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律
第九十八条)の項、都市計画法(昭和四十三
年法律第一百号)の項、都市再開発法(昭和四
四年法律第三十八号)の項、環境基本法
(平成五年法律第九十一年)の項及び密集市
街地における防災街区の整備の促進に関する
法律(昭和四十七年法律第六十六号)の
項、大都市地域における住宅及び住宅地の供
給の促進に関する特別措置法(昭和四十五年法律
第六十七号)の項、密集市街地における防
災街区の整備の促進に関する法律(平成九年
法律第四十九号)の項及びマンションの建替
えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律
第七十八条)の項の改正規定に限る)、第十
七条から第十九条まで、第二十二条(児童福
祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の
十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条
の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十
八及び第二十四条の三十六の改正規定に限
る)、第二十三条から第二十七条まで、第二
十九条から第三十三条まで、第三十四条(社
会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十
一条の改正規定に限る)、第三十五条、第三
十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第
四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の
改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条
(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、
第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限
る)、第五十一条(感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律第六十四条
の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自
立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規
定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一
項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の
改正規定を除く)、第八十七条から第九十二
条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三
及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第
一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規
定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法
第十八条から第二十一条まで、第二十七条、
第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部

第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)
 、第二百三条、第二百五条(駐車場法第四条の改
正規定を除く)、第二百七条、第二百八条、第二
百五十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及
び第十七条の改正規定に限る)、第二百六十二条
(流通業務市街地の整備に関する法律第三条
の二の改正規定を除く)、第二百八十二条(近畿
圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及
び第十八条の改正規定に限る)、第二百六十二条
(廃棄物の処理及び清掃に係る法律第二十一
条の改正規定を除く)、第二百六十五条(地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四条及
び第二十九条の改正規定に限る)、第二百六
十九条、第二百七十二条(廢棄物の処理及び清掃
に係る法律第二十二条の改正規定に限る)、第二
百七十四条、第二百七十八条、第二百八十二
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る)及び第二十九条第四項
(鳥獸の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
条の改正規定)を「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く。)並びに同法
第三十四条及び第三十五条の改正規定に限
る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条
の改正規定(「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く。)並びに同法
第三十四条から第三十五条の改正規定に限
る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条
から第二十四条まで、第二十五条第一項、第
二十六条、第二十七条第一項から第三項ま
で、第三十条から第三十二条まで、第三十八
条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四
項、第四十七条から第四十九条まで、第五十
一条から第五十三条まで、第五十五条、第五
十六条、第五十九条、第六十二条から第六
十三条まで、第七十二条第一項から第七
十三条まで、第七十四条から第七十六条ま
で、第七十七条、第八十条第一項及び第三
項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定
を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る)、第一百一条、第一百二条、第一百五
九条まで、第一百七十二条第一項から第一百
八十七条まで、第一百七十二条第一項及び第三
項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定
を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る)、第一百五十六条(マンションの
建替えの円滑化等に関する法律第二百二
条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五
八条(景観法第五十七条の改正規定に限
る)、第一百六十条(地域における多様な需要
に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特
別措置法第六条第五項の改正規定(第二項
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定 平成二十四年四月一日

分を除く。)並びに同法第十二条及び第十三
条の改正規定に限る。)、第二百六十二条(高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關す
る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十
六条第二項及び第五十六条の改正規定に限
る。)、第二百六十五条(地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四条及
び第二十九条の改正規定に限る)、第二百六
十九条、第二百七十二条(廢棄物の処理及び清掃
に係る法律第二十二条の改正規定に限る)、第二
百七十四条、第二百七十八条、第二百八十二
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る)及び第二十九条第四項
(鳥獸の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
条の改正規定)を「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く。)並びに同法
第三十四条及び第三十五条の改正規定に限
る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条
の改正規定(「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く。)並びに同法
第三十四条から第三十五条の改正規定に限
る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条
から第二十四条まで、第二十五条第一項、第
二十六条、第二十七条第一項から第三項ま
で、第三十条から第三十二条まで、第三十八
条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四
項、第四十七条から第四十九条まで、第五十
一条から第五十三条まで、第五十五条、第五
十六条、第五十九条、第六十二条から第六
十三条まで、第七十二条第一項から第七
十三条まで、第七十四条から第七十六条ま
で、第七十七条、第八十条第一項及び第三
項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定
を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る)、第一百一条、第一百二条、第一百五
九条まで、第一百七十二条第一項から第一百
八十七条まで、第一百七十二条第一項及び第三
項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定
を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る)、第一百五十六条(マンションの
建替えの円滑化等に関する法律第二百二
条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五
八条(景観法第五十七条の改正規定に限
る)、第一百六十条(地域における多様な需要
に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特
別措置法第六条第五項の改正規定(第二項
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定 平成二十四年四月一日

二 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けて一般ガス事業を営んでいる者（前号に掲げる者を除く。）

三 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けて簡易ガス事業を営んでいる者（第一号に掲げる者を除く。）

前項の規定により第五号新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなしガス小売事業者」という。）は、第五号施行日から起算して一月以内に第五号新ガス事業法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を經濟産業大臣に提出しなければならない。

経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された第五号新ガス事業法第四条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項及び第五号新ガス事業法第五条第一項第二号に掲げる事項をガス小売事業者登録簿（同項に規定するガス小売事業者登録簿をいう。）に登録するものとする。

第五条の規定の施行の際現に一般的ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三条の規定による許可の申請及び簡易ガス事業に係る第

五号旧ガス事業法第三十七条の二の規定による許可の申請は、第五号新ガス事業法第三条の規定による登録の申請とみなす。

前項の規定により第五号新ガス事業法第三条の規定による登録の申請とみなされた一般ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三条の規定による許可の申請又は簡易ガス事業に係る第五号新ガス事業法第三条の規定による登録の申請をし

た者は、第五号施行日から起算して一月以内に第五号新ガス事業法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を經濟産業大臣に提出しなければならな

い。

第十三条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者（以下この条において「旧一般ガス事業者」という。）であつて第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するものは、第五号施行日に一般ガス導管事業（第五号新ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいう。）について第五号新ガス事業法第三十五条の規定の許可を受けたものとみなさ

いし、旧一般ガス事業者であつて第五号新ガ

ス事業法第八十六条第一項の規定により届出をす

べき者に該当するものは、第五号施行日にガ

ス製造事業（第五号新ガス事業法第二十二条の五第五項又は第三十七条の七の二第五項の規定によ

り第五号旧ガス事業法第二十二条の五第一項又

は第三十七条の七の二第二項の規定による届出

の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受

けているときは、第五号新ガス事業法第五十五

六条第一項の規定による届出をしたものとみな

される旧一般ガス事業者は、第五号施行日から

起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記

載した書類及び同条第二項に規定する書類を經

济産業大臣に提出しなければならない。

第五条の規定の施行の際現にされている一般

ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三条の規

定による許可の申請であつて第五号新ガス事業

法第三十五条の規定により許可を受けるべき者

に係るものは、同条の規定による許可の申請と

みなし、第五条の規定の施行の際現にされてい

る一般ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三

条の規定による許可の申請であつて第五号新ガ

ス事業法第八十六条第一項の規定により届出を

したものとみなす。

第十四条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧

ガス事業法第二十二条の五第一項の規定による

届出（当該届出に係るガス導管事業（第五号旧

ガス事業法第二条第五項に規定するガス導管事

業をいう。）が第五号新ガス事業法第五十五条第一項第一項に規定するガス導管事業のものに限る。次条第一項において同じ。）が第五

号新ガス事業法第五十五条第一項に規定する特

定ガス導管事業に相当するものである場合のも

のに限る。）がされている場合は、第五号新ガ

ス事業法第五十五条第一項の規定による届出が

されているものとみなす。

前項の規定による届出がされているものと

に相当するものである場合のものに限る。）が

されている場合は、第五号新ガス事業法第七十

二条第一項の規定による届出がされているものと

みなす。

前項の規定により第五号新ガス事業法第七十

二条第一項の規定による届出をしたものとみな

される者は、第五号施行日から起算して一月以

内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び

同条第二項に規定する書類を經濟産業大臣に提

出しなければならない。

第五条の規定による届出をしてものとみな

される者は、第五号施行日から起算して一月以

内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び

同条第二項に規定する書類を經濟産業大臣に提

出しなければならない。

第一項の場合において、第五条の規定の施行

の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第

五項又は第三十七条の七の二第五項の規定によ

り第五号旧ガス事業法第二十二条の五第一項又

は第三十七条の七の二第二項の規定による届出

の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受

けているときは、第五号新ガス事業法第七十二

条の規定により同条第一項の規定による届出

の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受

けたものとみなす。

第一項の場合において、第五条の規定の施行

の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第

四項又は第三十七条の七の二第四項の規定によ

り第五号旧ガス事業法第二十二条の五第三項又

は第三十七条の七の二第三項に規定する期間の

際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第

四項の規定により同条第三項に規定する期間の

際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第三項に規定する期間の短縮の処理を受けたものと

みなされる者を除く。）は、第五号施行日から

起算して三月間は、同項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項の規定により引き続きガス製造事業に相当する事業を営むことができる者（次項において「仮ガス製造事業者」という。）については、これをガス製造事業者（第五号新ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者をいう。）とみなして、第五号新ガス事業法第四章第二節、第七十七条第一項、第一百七十二条第一項、第一百七十七条から第一百八十二条まで、第一百八十四条、第一百八十九条及び第一百九十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 仮ガス製造事業者は、第五号施行日から起算して三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 ガス製造事業に相当する事業の用に供してゐるガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 液化ガス貯蔵設備（液化したガスの貯蔵設備をいう。）にあっては、その設置の場所、種類及び容量

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあっては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

四 事業を開始した年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

4 第五号新ガス事業法第八十六条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

5 第三項の規定によりされた届出は、第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第六条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者であつて第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するもの（以下この条及び次条において單に「一般ガス事業者」という。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款（第五号新ガス事業法第四十八条

第一項に規定する託送供給約款をいう。以下この条において同じ。）を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。ただし、託送供給（第五号新ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。次項第二号及び第四項において同じ。）の申込みを受ける見込みその他のお問い合わせを勘案し、託送供給約款を定める必要があるものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般ガス事業者及び前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けれる者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

第七条 一般ガス事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第五十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第八条 第五号新ガス事業法第四十九条に係るものは、第五号新ガス事業法第五十二条の二第一項の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

第九条 一般ガス事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第五十五条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十条 一般ガス事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第五十二条第一項の規定による届出等に関する経過措置

（ガス導管事業者の託送供給約款等に関する経過措置）

第十二条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条第一項本文の規定により届け出ているものとみなされる者に係るものは、第五号新ガス事業法第七十六条第一項本文の規定により届け出た託送供給約款とみなす。

第十三条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出がされているものとみなされる者に係るものは、第五号新ガス事業法第七十七条第一項の規定により第五号新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされるときは、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められた約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更しようとするときも、同様とする。

二 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーターその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをすることのないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款によりガスの供給を受けれる者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

第五条の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同一の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

第六条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出がされているガス導管事業者（第五号旧ガス事業法第二条第六項に規定するガス導管事業者をいう。）であつて附則第十五条第一項の規定により第五号新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされているものとみなされる者は、第五号施行日に、第五号新ガス事業法第七十六条第一項の規定による届出がされたものとみなす。

第七条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出がされている料金その他の供給条件であつて、前項の規定により第五号新ガス事業法第七十六条第一項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

第八条 第五条の規定による届出をした約款により受けた託送供給約款とみなし、第四項の認可を受けた託送供給約款とみなす。

第九条 第一項本文の認可を受けた託送供給約款及び第一項本文の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号新ガス事業法第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款とみなす。

第十条 第一項本文の認可を受けた託送供給約款は、第五号新ガス事業法第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款とみなす。

十七条第一項の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

(登録ガス工作物検査機関に関する経過措置)
第二十一条 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十六条の二の二第一項の登録を受けている者は、第五号新ガス事業法第三十条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第五号旧ガス事業法第三十六条の二の二第一項の登録の有効期間の残存期間とする。

(四)一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」といいう。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして經濟産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般的の需要であつて次に掲げるものの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等小売供給」という。）に応じるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売事業法第十七条第十二項の規定により届け出されている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十条のただし書きの認可を受けている料金その他の供給条件（附則第二十五条及び第二十六条第七項において「旧認可供給条件」という。）であつて附則第二十五条の承認を受けていないものに相当するこの場合において、当該登録の有効期間は、第五号旧ガス事業法第三十六条の二の二第一項の登録の有効期間の残存期間とする。

は、經濟産業大臣の許可を受けなければならぬ。号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められた料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものであること。

三 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に關する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 指定旧供給区域等需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

旧一般ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可（指定旧供給区域等の減少に係るもの）を除く。第六項において同じ。）を受けた日から三年以内において經濟産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要する（これららの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第三 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款（附則第二十六条第七項において「旧供給約款」という。）は、第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款とみなす。

（四）一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置）

二 その指定旧供給区域等需要に適合すること。

三 その指定旧供給区域等小売供給の計画が確実であること。

四 指定旧供給区域等需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

旧一般ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可（指定旧供給区域等の減少に係るもの）を受けた日から三年以内において經濟産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開發法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要する（これららの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四 指定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第三 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受けたときの効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

（四）一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）

二 旧認可供給条件は、經濟産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に經濟産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十条のただし書きの認可を受けている料金その他の供給条件（附則第二十五条及び第二十六条第七項において「旧認可供給条件」という。）であつて附則第二十五条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件件は、指定旧供給区域等小売供給の開始が指

一 その指定旧供給区域等小売供給の開始が指

一 その指定旧供給区域等需要に適合する各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められた料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものであること。

三 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に關する事項並びに導管、ガスマーターその他の

一 その指定旧供給区域等需要に適合すること。

二 その指定旧供給区域等小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三 その指定旧供給区域等小売供給の計画が確実であること。

四 指定旧供給区域等需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

旧一般ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可（指定旧供給区域等の減少に係るもの）を受けた日から三年以内において經濟産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開發法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要する（これららの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第三 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

（四）一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）

二 旧認可供給条件は、經濟産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に經濟産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

（四）一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）

二 旧認可供給条件は、經濟産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に經濟産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

（四）一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）

二 旧認可供給条件は、經濟産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に經濟産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

（四）一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）

二 旧認可供給条件は、經濟産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に經濟産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けて指定旧供給区域等小売供給約款を公表しなければならない。

第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域等小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前において、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款は、附則二十四条第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款とみなしこれに付随する料金その他の供給条件は、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

第一項の認可を受けた一般ガス事業者に係る旧供給約款については附則二十四条第三項の規定は、当該一般ガス事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。(公聴会)

経済産業大臣は、附則二十四条第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聽かなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

第二十七条 経済産業大臣は、附則二十四条第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聽かなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

五号旧ガス事業法第三十七条の五第一項第三号の供給地点であつて、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの(以下「指定旧供給地点」という)における一般の需要である次に掲げるものの以外のもの(次条第一項において「指定旧供給地点需要」という)に応じるガスの供給を保障するためのガスの供給(以下「指定旧供給地点小売供給」という)を拒んではならない。

一 当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ロ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第十七条第十二条の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件(附則第三十一条及び第三十二条第七項において「旧認可供給条件」という)であつて附則第三十一条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者以外の者から小売供給を受けているもの

一 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでは、同項の許可をしてはならない。

二 その指定旧供給地点小売供給の開始が指定旧供給地点需要に適合すること。

三 その指定旧供給地点小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

四 その指定旧供給地点小売供給の計画が確実であること。

四 指定旧供給地点需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

一 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可(指定旧供給地点の減少に係るもの)を除く。(第六項において同じ。)を受けた日から三年以内において経済産業大臣が指定する期間(新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間)内に、その変更に係る指定旧供給地点小売供給を開始しなければならない。

二 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、指定旧供給地点を区分して前項の規定による指定をすることができる。

三 その変更に係る指定旧供給地点小売供給の開始に係る料金は、当該変更に係る指定旧供給地点小売供給を開始した日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたとき(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

四 旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたとき(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

五 経済産業大臣は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地點小売供給約款に関する準備行為)

第三十二条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者(以下この条において単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地點小売供給約款を定め、經濟産業大臣の認可を受けることができる。

経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められること。

三 簡易ガス事業者及びガスの使用者の責任に關する事項並びに導管、ガスマーテーその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給地點小売供給約款を公表しなければならない。

六 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給地點小売供給約款の供給条件により指定旧供給地點小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について經濟産業大臣の認可を受けることができる。

七 第一項の認可を受けた指定旧供給地點小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

八 第一項の認可を受けた指定旧供給地點小売供給約款は、附則第三十条第一項の認可を受けた指定旧供給地點小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給地點小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について經濟産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則

2 (旧供給約款については附則第三十条第三項の規定は、当該簡易ガス事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それ適用しない)。

3 (みなしがス小売事業者に対する報告の徴収) 第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する報告をさせることができる。

4 (经济産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる)。

5 (经济産業大臣は、附則第三十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者をして、各本条の罰金刑を科する) 第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する立入検査(ガス事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置)

6 (附則第三十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者をして、各本条の罰金刑を科する) 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

7 (第一項の認可を受けた簡易ガス事業者に係るものとする) 第三十五条 附則第二十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をせられた者をして、各本条の罰金刑を科する。

8 (前二項の規定は、特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。次条において同じ。)及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當む法人の分離法人が当該分割證明情報に係る分割により表題部所有者から所有権を取得した不動産(区分建物を除く。)について所有権の保存の登記を申請することができる) 第三十六条 前二項の規定は、特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業を承継した)とあるのは、「一般ガス導管事業を承継した」とあるのは、「一般ガス導管事業を承継した」である。

9 (特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下この項において同じ。)を承継した)と読み替えるものとする。

10 (ガス事業に係る兼業者たる法人の分割に関する特例措置) 第三十七条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に、兼業者(ガス小売事業(第六条の規定による改正前のガス事業法(以下この条において「旧ガス事業法」という。)第二条第二項に規定するガス小売事業をいう。以下この条及び次条において同じ。)、一般ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいいう。以下この条及び次条において同じ。)及びガス製造事業(旧ガス事業法第一条第九項に規定するガス製造事業をいう。以下この条及び次条において同じ。)のいずれも當む者を含み、その一般的なガス導管事業又は特定ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める法人(特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當むものを含み、その一般的なガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限り、以下この条において同じ。)について分割があつた場合において、承継法人(前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。)が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録にかかる登記の権利の承継をする。

11 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第三十八条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に兼業者たる法人(特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當むものを含み、その一般的なガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限り、以下この条において同じ。)について分割があつた場合において、承継法人(前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。)が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録にかかる登記の権利の承継をする。

12 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第三十九条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に兼業者たる法人(特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當むものを含み、その一般的なガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限り、以下この条において同じ。)について分割があつた場合において、承継法人(前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。)が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録にかかる登記の権利の承継をする。

13 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第四十一条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に兼業者たる法人(特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當むものを含み、その一般的なガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限り、以下この条において同じ。)について分割があつた場合において、承継法人(前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。)が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録にかかる登記の権利の承継をする。

14 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第四十二条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に兼業者たる法人(特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當むものを含み、その一般的なガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模以上であることその他の政令で定める要件に該当するものに限り、以下この条において同じ。)について分割があつた場合において、承継法人(前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。)が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録にかかる登記の権利の承継をする。

15 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第四十三条 附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

16 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第四十四条 附則第十九条第二項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

17 (前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない) 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

18 (前二項の規定による申請をせば、又は虚偽の申請をした者は、三十万円以下の罰金に処する) 第四十六条 附則第十八条第一項の規定による申請をせば、又は虚偽の申請をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

